

平成 29 年 4 月 22 日

平成 29 年度 平野区地域自立支援協議会全体会議 議事録

1. 日時

平成 29 年 4 月 22 日 16:00~17:30

2. 場所

コミュニティプラザ平野（区民センター）1F ホール

3. 出席者

平野区における障がい福祉サービス事業所を関係機関あてに開催案内を書面にて郵送し、36名の参加があった。

4. あいさつ

4.1 司会あいさつ 事務局 大西

4.2 開催のあいさつ 中江課長代理

平素は市政・区政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日お集まりの皆様には障がい者支援の第一線で何かとお世話になり、多くの障がい者の方の日々を支えていただいていることに感謝を申し上げます。

さて平成 18 年から始まりました『障害者自立支援法』の改正の中で、『自立支援協議会において関係機関が連携を諮ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を諮るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする』と定めております。平野区でも現在、自立支援協議会において協議をいただいているところです。

本日は、第 1 部として、「一般社団法人 UnBalance 元村祐子氏」の講演をいただきました。また第 2 部として『平野区地域自立支援協議会全体会』を開催し、ご議論をお願いすることとしています。本日は、よろしく申し上げます。

5. 議事

5.1 部会報告

相談事業部会（ひらのケアセンター：竹内）

- ・ 毎月連絡会を開催。
- ・ 新規受け入れ状況の確認などの近況報告や、障がいサービスの情報、新しい事業所の案内や、平野区や平野区外のパンフレットの配付など、また事業所のニーズの近い事業所の案内等の情報交換を行っている。
- ・ 現在抱えている問題についての意見交換や情報共有もし、相談支援事業所だけでなく、各専門機関から就業や学校の情報など聞くこともあり連携をしている。
- ・ 各相談支援員が、支援をしていく中で参考になればとのことで事例検討を行っている。

- ・ 現在平野区では相談支援事業所が 22 事業所となっており、連絡会の代表がメールでニュースなどの配信を行っている。
- ・ 平野区の相談支援事業所が気兼ねなく意見交換できる場としての連絡会議にし、より良い支援ができるよう取り組んでいく。

#### 日中活動部会（くくるワークス：山本）

- ・ 定例会を、平成 27 年度は 6 回開催、平成 28 年度は 3 回開催。
- ・ 個別支援計画のあり方など、学習会を開催。
- ・ イベントや出店の情報などの案内をメールで周知し、参加者と協力してきた。
- ・ 大阪府立東住吉支援学校で、校区である住吉区・東住吉区・平野区の共同で、通所事業所説明会を毎年開催。H28 年度は、平野区からは 20 団体参加がありました。

#### 居宅事業部会（ヘルパーステーションオアシス：上妻）

- ・ 平成 28 年 4 月に立上げ、第 1 回は 49 事業所の 70 名参加。
- ・ 第 2 回目 30 事業所 40 名参加。上限管理の勉強会と地域別のグループワークの開催。
- ・ 第 3 回目 精神障がい者の方の依存性についての勉強会の開催。
- ・ 第 4 回目 福祉用具がない場合の対応策の勉強会や、事例検討会の開催。
- ・ 事業所間でマッチングを行い、他の事業所と横の連携をとることができた。

#### 研修部会（自立支援センターさんぽみち：矢野）

- ・ 平野区障がい者福祉勉強会の開催。奇数月の第 4 金曜日の 18 時半～20 時半を基本に、さまざまなテーマで講師を招き勉強会を開催。
- ・ 研修後、アンケートをまとめて会報として発行。
- ・ 今後の課題としては、講師料の問題があり、参加費を徴収する。
- ・ 他の部会と共同で研修もしていきたい。

### 5.2 協議会行事参加報告 平野区障がい者相談支援センター 横川

平成 28 年 10 月 16 日 安全安心フェスティバル

- ・ イオン長吉店前広場と区民センターの 2 か所で、日中活動系の事業所から物販ブースを出展。
- ・ 起震車を使っでの災害体験など、利用者さんも体験し改めて震災の怖さを体験された。

平成 28 年 10 月 29 日(土) 第 41 回区民まつり

- ・ コミュニティプラザ平野で開催し、展示ブースとして、協議会の取り組みや作業所の紹介として参加。
- ・ 区民の皆様理解を深めてもらう貴重な機会として、障がい者への理解の促進をテーマに、地域支援マップ・障がい福祉サービス事業所のパンフレットなど作成し配布。

### 5.3 会議参加報告 有限会社ひらの 保田

- ・ 区政会議 平成 28 年度 4 回参加

#### 【提案内容】

保険・福祉分野・・・次世代の担い手が必要。

防災・防犯分野・・・災害後の避難生活が困難であるという理解が必要。

こども分野・・・・・・福祉と教育の連携が必要。

- ・ 地域福祉計画 平成 28 年度 3 回参加

当事者の声が行政に届くような、地域支援システムの構築などの検討を提案。

## 6. 設置要綱改定・役員選出について

### 【提案】

平野区地域自立支援協議会 設置要綱（案）

（名称）

#### 第 1 条

本会の名称は平野区地域自立支援協議会とする。

（設置根拠）

#### 第 2 条

本会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）第 89 条の 3 に基づき設置する。

2 また、平野区地域福祉計画に定める平野区における地域福祉の推進体制（地域支援システム）における障がい者専門部会とする。

（目的）

#### 第 3 条

本会の目的は、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に準じる。

2 この目的達成のため、本会の会員は積極的に地域の障がい福祉の発展に寄与するものとする。

（活動内容）

#### 第 4 条

本会は次の活動を行う。

（1）困難事例についての相談・協議

（2）地域の社会資源の開発のための提言と活用及び改善の検討

（3）地域の関係機関の連携の推進、ネットワークの構築、必要な情報の共有

（4）各種専門部会の設置及び専門部会の活動への支援

（5）障がい児（者）からの支援の要請に対して協議できる場の提供と可能な支援

（6）その他、相談支援および障がい福祉サービスの提供体制の充実に必要とされる事項の

## 検討

### (会員)

#### 第5条

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 平野区在住の障がい児（者）
- (2) 平野区内の障がい児（者）団体
- (3) 平野区内の障がい福祉関係事業所
- (4) 平野区内の障がい関係支援機関
- (5) 平野区役所
- (6) その他第13条で規定する運営委員会で承認された者

### (役員)

#### 第6条

本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 書記 1名  
会計 1名 運営委員 若干名

### (監事)

#### 第7条

本会に監事1名を置く。

### (役員及び監事の選出)

#### 第8条

本会の役員及び監事は以下のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長は運営委員会において、会員の中から選出し、全体会議で承認を得る。
- (2) 書記、会計は、会員の中から会長が指名し、全体会議で承認を得る。
- (3) 運営委員は、会員の中から選出し別表1のとおりとする。なお、新たに運営委員となる場合または運営委員を辞任する場合は運営委員会の承認を得る。
- (4) 監事は、全体会議において会員の中から互選する。

### (役員及び監事の役割)

#### 第9条

役員は次のとおりの責務を担う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の議事、その他必要な事項を記録する。
- (4) 会計は、本会の会計を管理する。

(5) 運営委員は、本会の業務運営上必要な事項を審議する。

(6) 監事は、本会の財務を監査する。

#### (役員及び監事の任期)

##### 第10条

本会の役員及び監事の任期は、次のとおりとする。

(1) 本会の役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 役員が任期中に欠けた場合の後任の任期は、前任者の残留期間とする。

#### (会議)

##### 第11条

本会の会議について次のとおり定める。

(1) 本会には、全体会議、運営委員会、専門部会を置く。

(2) 全体会議及び運営委員会は、会長が招集し、議長は、会長または会長が指名する。

(3) 全体会議及び運営委員会は、出席者の意思をもって議決・承認し、可否同数の時は、議長が決定する。

(4) 専門部会ごとに専門部会長を定め、当該専門部会を招集し、会務を司る。

#### (全体会議)

##### 第12条

全体会議は、全会員をもって構成し、予算・決算、事業計画・報告、その他重要事項を出席者の過半数をもって承認することができる。

#### (運営委員会)

##### 第13条

運営委員会は、第6条の役員をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議し、構成員の過半数をもって決定することができる。

#### (専門部会)

##### 第14条

本会に、必要に応じて専門部会を置く。

(2) 専門部会は、運営委員会の承認をもって設置できることとする。

(3) 専門部会は、事業や個別事案について、検討されるべき課題について、必要な地域資源や制度のはざまを補う提案などを検討する。

(4) 専門部会の委員は、会員をもって構成する。なお、必要に応じて、会員以外の者の出席を求めることができる。

#### (経理)

## 第15条

本会の経費は、寄付金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

## 第16条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

## 第17条

本会の事務局を平野区保健福祉センターに置く。

(平野区障がい者相談支援センター)

## 第18条

平野区障がい者相談支援センターは、事務局と協力して本会の運営に参画する。

付 則

この要綱は平成20年2月4日から施行する。

この要綱は平成23年3月9日から施行する。

この要綱は平成24年9月28日から施行する。

この要綱は平成29年4月22日から施行する。

別表 1

障がい者相談支援センター

相談支援事業所

障がい福祉サービス事業所

平野区社会福祉協議会

専門部会の部会長

各関係機関

【役員選出】

会長 有限会社ひらの 保田

副会長 特定非営利活動法人障がい者福祉総合支援センターいちいちまる 請川

会計 地域活動支援センターもくれん 川嶋

書記 平野区役所保健福祉課

監事 調整中

### 【部会長選出】

居宅事業部会 ヘルパーステーションオアシス 上妻  
日中活動部会 くくるワークス 山本  
相談事業部会 障がい児支援センターいろどり 六車  
研修部会 自立支援センターさんぽみち 矢野

上記の改正設置要綱の改定、役員選出および部会長選出について、改定および選出に至った経緯を説明し、挙手により採否を諮ったところ、賛成者多数により全体会での承認を得た。

### 質疑応答

全会員に通知というのは、どのようにされているかという質問に対して、現在は大阪市に登録のある約300事業所に文書にて通知。今後の対応については課題とすると回答。

### 7. 役員あいさつ

会 長 保田  
副会長 請川  
会 計 川嶋  
相談事業部会長 六車  
日中活動部会長 山本  
居宅事業部会長 上妻  
研修部会長 矢野  
平野区障がい者相談センター 小河原  
平野区役所保健福祉課 大西

### 8. 平成 29 年度活動計画（案）

会長 保田

自立支援協議会・・・運営員会を定期的に開催し、課題抽出を重点的に当事者の声を反映。

安心安全フェスティバル、区民まつりなどの行事参加。

各種会議へ参加し、問題提起。

各専門部会・・・・・・定例課会や勉強会・研修等

その他・・・・・・ホームページの更新